

第7章 用語の定義

- (1) あ ふ れ 縁 衛生器具又はその他の水使用器具の場合はその縁において、タンク類の場合はオーバーフロー時に水があふれ出る部分の最下端をいう。
- (2) イ ン パ ー ト 流入する下水を円滑に下水管へ誘導するため、ますの底部に設けられる導水路をいう。
- (3) 衛 生 器 具 水を供給するために、液体若しくは洗浄されるべき汚物を受け入れるために、又はそれを排出するために設けられた給水器具・排水器具及び付属品をいう。
- (4) 枝 管 器具給水管・器具給湯管・器具排水管又は器具通気管と、それらの主管との間の管をいう。
- (5) 汚 水 ま す 汚水を集めて下水道に流下させ、管の点検及び掃除をするための施設をいう。
- (6) オ フ セ ッ ト 配管経路を平行移動する目的で、エルボ又はベンド継手で構成されている移行部分をいう。
- (7) 各 個 通 気 管 1 個のトラップを通気するため、トラップ下流から取り出し、その器具よりも上方で通気系統へ接続するか又は大気中に開口するように設けた通気管をいう。
- (8) 管 径 原則として J I S の公称内径（呼び径）をいう。
- (9) 間 接 排 水 排水系統をいったん大気中で縁を切り、一般の排水系統へ直結している水受け容器又は排水器具の中へ排水することをいう。
- (10) 器 具 排 水 管 衛生器具に付属又は内臓するトラップに接続する排水管で、トラップから他の排水管までの間の管をいう。
- (11) 器 具 排 水 単 位 洗面器の最大時排水を $2.8 \frac{l}{s}$ として、これを器具排水単位 1 と定め、この基準で各種器具の数値を定めたものの。
- (12) 共 用 通 気 管 背中合せ又は並列に設置した衛星器具の器具排水管の交点に接続して立ち上げ、その両器具のトラップ封水を保護する 1 本の通気管をいう。
- (13) 結 合 通 気 管 排水立て管内の圧力変化を防止又は緩和するために排水立て管から分岐して立ち上げ、通気立て管へ接続する逃し通気管をいう。
- (14) サ イ ホ ン 作 用 トラップ封水がサイホンの原理により流下することをいう。器具自身の排水によって生ずる自己サイホン作用と、他の器具の排水による負圧によって生ずる誘導サイホン作用がある。
- (15) J I S 工業標準化法に基づいて製定される日本工業規格

- (16) 除 害 施 設 工場等の排水中から下水道に有害な物質を除去するための施設をいう。(法第12条第1項)
- (17) 処 理 区 域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる区域で、規定により公示された区域をいう。
- (18) 伸 頂 通 気 管 最上部の排水横管が排水立て管に接続した点よりも更に上方へその排水立て管を立ち上げ、これを通気管に使用する部分をいう。
- (19) 封 水 トラップに水を蓄えて、排水管などからの臭気・下水ガス・衛生害虫などが室内に侵入するのを防止することをいう。
- (20) 掃 除 口 目的としては、ますの項と同じであるが、汚水ますを設置しない箇所に異形管を使って設ける。
- (21) 阻 集 器 排水中に含まれる有害・危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止・分離・収集して、残りの水液のみを自然流下により形状・構造をもった器具又は装置をいう。
- (22) 通 気 管 排水系統において排水を円滑にし、かつ、排水によって生ずる気圧変動からトラップ封水を保護する目的で空気を流通させること、またはタンク類において水位変化によって生ずる気圧変動を調節する目的で空気を流通させるために設ける管をいう。
- (23) 特 定 事 業 場 特定施設を設置する工場又は事業場をいう。(法第12条の2第1項)
- (24) 吐 水 口 空 間 給水栓又は給水管の吐水口端とあふれ縁との垂直距離をいう。
- (25) ト ラ ッ プ 衛生器具又は排水系統中の装置としてその内部に封水部をもち、排水の流水の流れに支障を与えることなく、排水管中の空気が排水口から室内に侵入してくるのを阻止することのできるものをいう。
- (26) 取 付 管 汚水を排除すべき排水設備と、下水道の污水管を接続するための公道部分の管をいう。
- (27) 逃 し 通 気 管 排水・通気両系統間の流通を円滑にするために設ける通気管をいう。
- (28) 排 水 区 域 下水道により下水を排除することができる区域で、規定により公示された区域をいう。
- (29) 排 水 設 備 市の管理する排水処理施設に汚水を排水させるため、これに直結して設けた排水管、汚水ますなどの施設のことで、一般的に家庭の台所・風呂・トイレなどの流し口か

ら接続ますまでのことである。

(30) 封 水 深 トラップ下流あふれ部の下流内部（ウェア）とトラップ底部の内面（ディップ）間の垂直距離をいう。

(31) ループ通気管 2個以上のトラップを保護するため、最上流の器具排水管が排水横枝管に接続する点のすぐ下流から立ち上げて、通気立て管又は伸頂通気管に接続するまでの通気管をいう。

2025（令和7年）年4月 更新

薩摩川内市 水道局

問合せ先

〒895-0074 薩摩川内市原田町22番10号

□ お客さまセンター（1F）TEL (0996) 20-8500 FAX (0996) 20-8510

□ 下水道室（2F） TEL (0996) 20-8503 FAX (0996) 20-8512



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」